

令和7年1月23日
組長様

交通災害共済一斉加入事務取扱要領について [組長用資料]

加入申込の手続きについて

交通災害共済加入申込書は、2月上旬、全世帯に郵便で届きます。
交通災害共済一斉加入期間は、令和7年2月上旬～令和7年3月28日（金）です。
共済協力員（単位自治会長）の指導により、組長の皆様は、次の要領で会費の取りまとめ及び納入（申込）を行ってください。

※ なお、令和7年度分より金融機関での申し込みはできません。

- 以下の通り、加入申込書（令和7年度：青色）に記載があるか確認する。
（裏面参照）
 - 加入希望者の会費額の点線枠（金額）が実線で囲ってあるか。（裏面A）
 - 囲ってある会費額と会費額合計の記載欄が一致しているか。（裏面B）※「市費負担」と印字されている方は、新入学児童で市が会費を負担するため、加入人数にいれない。
- 会費と①甲府市交通災害共済会員証兼領収書及び②甲府市交通災害共済加入申込書兼領収済通知書（以下、①と②）を受け取る。
- 引き換えに③預り証を渡す。預り証には、預かった金額、預り日、取扱者（共済協力員や組長）の氏名を記入・押印する。（裏面C）
※加入申込書の領収日付印欄には、記入・押印しない。（裏面D）
- 会費、①・②、を共済協力員（単位自治会長）が指定した日までに必ず持っていく。
※3月中に納入しないと、4月1日から加入不可・自治会への報償金が支払不可となる。
- 共済協力員（単位自治会長）が、取扱窓口から受け取った①会員証兼領収書が組長に戻ってきたら加入者本人に①を返却する。それと引き換えに、③預り証を回収する。

※会費は、500円・400円・300円の3種類。会費の金額は個人のプライバシー

（障がい者や家庭環境など）に関わるため、取り扱いには十分に注意してください。

※回収した預り証は、共済協力員等（単位自治会長等）が処分してください。

※会員証兼領収書の裏側には、見舞金の給付内容など、見舞金の請求手続きに必要な案内が記載されています。

甲府市交通災害共済協力委員会
会長 保坂保